

明けましておめでとうございます

昨年も、さくら合同事務所へひとかたならぬご厚情を賜りありがとうございました。
本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信
させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

令和8年元旦

本年もよろしくお願いします



昨年は大変お世話になりました。
今年は、スポーツの大きなイベントとしてWBC、ワールドカップなどがあり、とても楽しみな1年となりそ
うです。
さくら事務所としても、皆様のお役にたてるように、日々頑張っていきたいと思います。
今年も1年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(孝志洋)

認定医療法人制度は、令和8年12月31日が認定期限です

【制度の背景】

持分のある医療法人（平成18年医療法改正前から存続する法人）では、出資持分が相続財産となり、相続時に多額の相続税が課される課題があります。さらに相続後、他の出資者からの払戻請求により、医療法人の経営継続が脅かされるリスクもあります。認定医療法人制度は、このリスクに対応するため、持分のある医療法人が持分のない医療法人へ計画的に移行する場合に、相続税・贈与税を一旦猶予し、移行完了後に免除する制度です。

【認定を受けるための主要要件】

認定医療法人制度の認定を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

【認定前の要件】

1. 移行計画が社員総会で議決されたものであること
2. 認定日から5年以内に移行を完了する計画であること

【認定後6年間維持すべき運営要件】

1. 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
2. 役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
3. 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
4. 遊休財産額が事業に係る費用の額を超えないこと
5. 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと

6. 社会保険診療等（介護、助産、予防接種等を含む）に係る収入金額が収入金額の80%を超えること
7. 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
8. 医業収入が医業費用の150%以内であること



この運営要件のいずれかを満たさなくなると、認定が取り消され、遡及して相続税が課税されるリスクがあります。

【認定期限と移行期限―二重の期限管理が必須】

- 令和8年12月31日が認定期限
制度の適用期限は令和8年12月31日です。この日までに厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。申請ではなく認定を取得した日が基準になるため、遅くとも令和8年9月末までの申請が実務的な目安です。
- 認定後5年以内が移行期限
認定を受けた後、5年以内に持分なし医療法人への移行を完了する必要があります。相続発生後の相続人間調整に時間を要することが多いため、相続発生前の認定取得が強く推奨されます。

【今こそ検討の時期】

令和8年は認定医療法人制度の最終年度です。相続税の大幅な軽減とともに、医療法人の経営継続を確実にする制度として、ご検討ください。

(大寺)

資産税係 NISAの相続時の取扱いについて

NISA(少額投資非課税制度)口座を持っていた人が亡くなった場合、NISA口座はそのまま引き継ぎませんので、非課税扱いはその時点で終了します。以降は、相続税・所得税の両面で以下のような扱いになります。

【被相続人(亡くなった方)】

- (1) 死亡によりNISA口座終了(非課税扱いはここまで)
- NISA内の株式・投信→「課税口座」へ払い出し
- 死亡日までの含み益＝非課税(所得税・住民税なし)
- (2) 相続発生

【相続人側】

- <相続税>
- NISA内の資産は相続財産として課税対象
- 評価額＝相続発生日の時価
- <所得税・住民税>
- 死亡日以降の配当・分配金→課税される
- 取得価額＝相続発生日の時価
- 取得日＝相続発生日

(注意点)
※相続人のNISA口座へ
移管不可なので、死亡日以後の
運用益・値上がり益は課税対象
となる(約20%)

(坂田)

社会保険 令和8年 今年もよろしくお願いいたします

★ 2026年(令和8年度)は、労働基準法が大改正か(?)

労働時間や休日の取り扱い、有給休暇の賃金算定等、労働基準法制に関わる**改正を検討中**
※改正検討中の主な7項目のポイント

1. 連続勤務の上限規制(14日以上連続勤務の禁止)

- 【現行】特例「4週4日の休み」OK(最長48連勤も可能)
- 【問題点】労災の認定基準「14日以上連勤」は中～強の心理的負担とされ、制度とのギャップあり。
- **特例を「2週2日」に見直し**

2. 法定休日の明確な特定義務

- 【現行】法定休日を特定する義務はない「週1日休めば」OK
- 【問題点】休日の割増賃金の算定が困難、シフト勤務・変形労働制、休日の特定が難しい。
- **法定休日の事前の特定を義務化**

3. 勤務間インターバル制度の義務化

- 【現行】制度は努力義務
- 【問題点】普及が進まず、労働者の健康及び福祉が確保されていない。
- **原則 インターバル制度の義務化・9～11時間以上**

4. 有給休暇時の賃金算定における通常賃金方式の原則化ルールの明確化

- 【現行】算定方式 ①平均賃金②通常賃金③標準報酬日額のいずれかの方式
- 【問題点】①③は日給制や時給制の労働者は低額になる場合が多い、労働者が不利益を被る。
- **原則 通常賃金方式で算定**

5. つながらない権利(勤務時間外の連絡制限)に関するガイドラインの策定

- 【現行】具体的な施策はない
- 【問題点】時間外・休日の業務連絡で休息確保が難しくなる恐れあり。
- **つながらない権利の社内ルールを推奨**
(緊急時等の合理的に必要な連絡は残す)

6. 副業・兼業者の割増賃金算定における労働時間通算ルールの見直し

- 【現行】原則は本業と副業・兼業先の労働時間と割増賃金の算定は通算管理
- 【問題点】副業先が労働時間の把握は困難、原則、後から雇った事業所が割増負担、企業の負担が大きい、副業・兼業の許可や受入れの障壁になっている、労災・過労死認定は合算。
- **割増賃金の算定における労働時間は通算管理しない**

7. 法定労働時間週44時間の特例措置の廃止

- 【現行】一定の要件を満たす事業場(常時10人未満の商業等)では、法定労働時間44時間/週
- 【問題点】事業場規模で異なるのは不公平、働き方改革に逆行、あまり利用されていない。
- **特例措置の廃止**

★ 在職老齢年金制度 「支給停止調整額」の大幅引き上げ

(令和8年3月まで) 51万円 → **(令和8年4月) 62万円**
(基本月額+総報酬月額相当額) ≤ 62万円 → **支給停止なし**

皆様にとりまして、幸多き一年となりますよう心からお祈りいたします。

(竹内政代)

1月の社会保険労務

■ 2月2日

- 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月～12月分>(労働基準監督署)
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 労働保険料の納付<延納第3期分>(郵便局または銀行)
- 有期事業概算保険料延納額<12月～3月>の納付
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届



今月号から、皆様の暮らしの安心を支える個人向け保険についてご紹介していきます。

その第一歩として、まずはご自身の家庭に「潜むリスク」を可視化するための「家庭の安心ぐるり360度チェック」を試してみてください。漠然とした心配や不安は、そのままでは対処できません。しかし、「対処可能なリスク」として顕在化（見える化）することで、適切な備えが可能になります。

皆様の日常生活に潜む具体的な不安を、以下の視点からチェックしてみましょう。

1. 加入中の保険などでカバーできるリスク
2. 現状、備えが不足している、または手薄なリスク

ご自身の家庭のリスクを整理しながら、現在の備えがどうなっているかを確認していくうえで

「家財は火災保険に入っていたかな？」

「定期保険の更新時期はいつだったかな？ 期限が切れていないかな？」

このような少しでもはっきりしないことやあいまいな記憶がある場合は、そのまま放置せず、ぜひこの機会に保険証券などを再確認されることをお勧めいたします。



(さくらビジネス)

会計制度 新リース会計基準②

新リース会計基準における借手の会計処理検討のステップは右の図の通りです。

複数のステップを踏んでいきますが、「リースの識別」が1番のポイントになります。

新リース会計基準でリースの定義が示されたことで、これまでの会計基準ではリースの対象外であった取引を洗い出し、リースとそれ以外の構成要素を改めて区分する必要があります。

また、オンバランスする金額の計算基礎となるリース期間の見積もりも重要になります。

【借手の会計処理検討のステップ】

1. リースの識別

リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分 1-②

2. 主要な構成要素の検討、及び簡便的な取扱いの適用有無の検討

リースの定義 1-①

リース契約対価の配分 1-③

リース期間の検討 2-①

リース料の検討 2-②

短期リースの簡便的な取扱いを適用するか 2-③

少額リースの簡便的な取扱いを適用するか 2-④

オンバランス処理(使用权資産、リース負債) 3-①

Yes

オンバランス不要

No

Yes

条件変更／リース負債の再測定

3. リースの会計処理

次回より右記のステップに沿って、説明していきます。

(孝志茜)

1月の税務

■ 本年最初の給与支払日の前日

1. 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先・・・給与の支払者(所轄税務署長)

■ 1月13日

2. 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)

■ 2月2日

3. 支払調書の提出
4. 源泉徴収票の交付
交付先・・・①所轄税務署長 ②受給者
5. 固定資産税の償却資産に関する申告
6. 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
7. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

8. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税・地方消費税＞

9. 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)

10. 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

11. 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)＜消費税・地方消費税＞

12. 給与支払報告書の提出

- (1) 提出義務者・・・1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者

- (2) 提出先・・・給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

■ 1月中において市町村の条例で定める日

13. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)





本年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っています。さて、2026年1月号ということで、毎年恒例の「今年の目標」を掲載しました。ぜひご覧くださいませ。

運動する H.M. 娘の初語をパパに M.M. 旅行・ご当地グルメ ay やまはる
早寝早起き S.A. 目指せ！2026 Wカップ！まあば
職場対抗ソフトバレーボール大会 決勝トーナメント進出！ごうち
丸亀国際ハーフマラソン 完走 ban ban 何事も柔軟に N
健康管理に気を付ける K.K. アイスと納豆の食べ過ぎ注意 S
ソバキュリアンになる O.C まずは自分から
減量 $\Delta 12\text{kg}$ Y.M. 継続は力なりで行きたい H.K.
生成AIを使いこなす 大寺 Y.S. 運動を習慣化する
たかし 趣味を楽しむ！ T.M. ダイビングライセンスの取得
上達 G.B.W.C 予選に応募 K.H. 一年一年維持努力！
たかし 70切り 竹内 Y.O. 運動を習慣化する
睡眠改善 週1回の休肝日 I.M. 水をたくさん飲む H. S
ウクレレ 1回の休肝日 I.M. 大掃除・断捨離でリフレッシュ S
体力向上 O.M. ダイビングライセンス取得 & ハーフマラソン完走 A.H.
M. 体力づくり こんぴー K.M. 独自コンパイラを作る 蒲原'OR 1=1;--
早起き 余白を感じる K. 引き続き健康診断の通知改善 Y.O. 質素倹約 M.F.
早寝 食べて歩く N.T. 家族との時間を大切にする Y.K. 身の回りの整理整頓 AR
108筋トレ！ M. 10万再生 体力アップ！自分らしく楽しむ K.A. ヴィアくん会 会う きしがみ 代謝向上と健康な体づくり H. S
マラソン復活！まずはハーフマラソン完走 K.A. 体調管理を心掛ける m.m.
陶芸を始める！ Y.U. 手のケガをしない T.W. 趣味さがし T

働いて働いて働いて働いて働いて働いてまいります！



たかいちさなえ 高市早苗総理の言葉。自民党総裁に選出された時の決意の表明。総理自身が政治家として辿ってきた茨の道であり、過去の日本が辿ってきた苦難の道でもある。日本人を鼓舞する言葉とも言えよう。
「働き方改革」に逆行するとの意見もあるが、企業等に勤務している人に過重な労働を強制する意図がないことは明白である。
世界情勢・国内情勢どれを取っても現在の日本は問題山積み。頑張るしかない。

(竹内)

12月27日(土)から1月4日(日)まで年末年始休暇とさせていただきます。
何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

発行